

[1] 身体障害者手帳

身体障害者手帳には障害の程度により1級から6級までの区分があります。

(肢体不自由については、7級に該当する障害が2以上重複するときは6級になります。)

※身体障害者障害程度等級表は巻末資料をご参照ください。

※申請書、診断書、請求書の様式はいずれも障害福祉課にあります。

(1) 手続きの流れ（新規交付の場合）



(2) 手続きの際に必要とするもの

手続きの内容		持ち物	印鑑	写真	診断書	身体障害者手帳 マイナンバー カード等	備考
新規交付 初めて身体障害者手帳を申請するとき			○	○	○	○	※非課税世帯（生活保護世帯を除く）の方は、診断書の領収書をお持ちください。
再交付	等級変更 障害の程度が変化するとき		○	○	○	○	
	障害名追加 他の障害が加わったとき		○	○	○	○	
	紛失		○	○	△	○	
	破損		○	○	○	○	
氏名・居住地の変更			○	△	△	○	※手帳の作り直しを希望される場合に限り、写真が必要です。
返還 死亡または交付要件を満たさなくなったとき			○	△	△	○	

※ 写真：たて4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したものを1枚

※ マイナンバーカード等：マイナンバーカード(写真つき)がない場合は、通知カード(写真なし)と本人確認書類(運転免許証、写真つき住基カード、障害者手帳、パスポート、在留カード等のうち1点または、健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、社員証のうち2点)を持参ください。

※ 診断書の文書料の助成について：

身体障害者手帳の交付申請をする人(新規交付、等級変更・障害名追加または、過去に申請した際に、経過観察期間の不足等により、再診断と判定された人)で、市町村民税非課税世帯(生活保護世帯を除く)に属する人に対して、手帳交付の申請の際に要した文書料を助成します。

申請には、身体障害者手帳交付申請書、文書料請求書及び、医療機関の領収書が必要です。

※ 文書料の助成は身体障害者手帳についてのみの制度です。他の手帳は対象になりません。

※ 生活保護受給中の人は、生活福祉課で「検診命令書等」を発行してもらってから受診してください。

※ 居住地の変更：他市に転出される場合は転出先の自治体でご申請ください。

(3) 守口市内の指定医療機関（五十音順）※診断を受けるときは、事前に連絡してください。

指定医療機関名	住 所	電話番号	診断する身体障害の種類
岩宮整形外科	大久保町2-26-10	※予約制 06-6907-8853	肢体(休止中)
小野山診療所	本町2-5-32	06-6991-0385	じん臓
関西医科大学 総合医療センター	文園町10-15	※肢体のみ予約制 06-6992-1001	視覚、聴覚・平衡、音声・言語、そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓
喜多整形外科	滝井元町2-5-10	※要事前連絡 測定済の方のみ 06-6997-3004	肢体
北川クリニック	京阪本通2-16-5 パレ守口1階	06-6993-0366	ぼうこう・直腸
きたにし耳鼻咽喉科	淀江町3-7 メディトピア守口2階	06-6902-4133	聴覚・平衡、音声・言語
きよたクリニック	河原町10-15 テルプラザ1階	06-6992-5517	肝臓
さかもと整形	北斗町8-7-102	06-6996-8800	肢体
さくらクリニック	寺方錦通1-10-3	06-6994-8739	呼吸器
島野耳鼻咽喉科	橋波東之町2-9-16	06-6995-4187	聴覚
高橋クリニック	桜町6-8 守口市駅前敷島ビル2階	06-6995-7528	心臓
立澤整形外科	本町1-7-21	※予約制 06-6992-2750	肢体
たにがわ整形外科クリニック	京阪本通1-1-11	06-6998-3726	肢体
鶴見緑地病院	南寺方南通3-4-8	※予約制 06-6997-0101	音声・言語、肢体
沼脳神経外科クリニック	本町2-1-24 守ロミッドサイト文禄 ヒルズ・ザ・タワー1階	※予約優先 06-6967-8000	聴覚(要相談)、音声・言語、そしゃく、肢体
ふじた整形外科	西郷通1-4-14	06-6995-7553	肢体
松下記念病院	外島町5-55	※肢体のみ予約制 06-6992-1231	視覚、聴覚・平衡、音声・言語、そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓
水谷クリニック	八雲北町3-37-40	06-6992-3333	じん臓
守口生野記念病院	佐太中町6-17-33	06-6906-1100	肢体、心臓、肝臓、ぼうこう・直腸、小腸
守口敬仁会病院	八雲東町2-47-12	06-6906-9000	視覚、肢体、心臓、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸
よしなかクリニック	京阪本通2-3-1	※予約制 06-6991-6276	肢体

※ 市外の指定医療機関で診断書を書いてもらうこともできます。

ただし、診断してもらう身体障害の種類に応じた指定医がおられることを確認して下さい。